

○紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例

(昭和46年1月20日)
〔 条 例 第 4 号 〕

改正 平成8年2月26日条例第3号 平成17年4月1日条例第3号
平成20年8月26日条例第2号 令和2年3月25日条例第2号
令和2年11月30日条例第3号 令和3年11月30日条例第1号
令和6年2月28日条例第2号 令和 年 月 日条例第 号

(趣旨)

第1条 地方自治法第203条(昭和22年法律第67号)の規定による議員報酬(以下「議員報酬」という。)及び費用弁償並びに同法第203条の2の規定による報酬(以下「報酬」という。)及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬の額)

第2条 前条の議員報酬の額は、別表第1による。

(報酬の額)

第2条の2 第1条の報酬の額は、別表第1の2による。

(議員報酬及び報酬の支給方法)

第3条 議員報酬及び報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 年額の定めのある者は、年1回支給する。
- (2) 月額のある者は、月1回支給する。
- (3) 前号以外の者については、その都度支給する。

2 報酬は、年額の定めのある者が就任したときはその就任の日の翌月からこれを支給し、離職し、又は死亡した者にはその月分の全額を支給する。ただし、任期満了その他の事由により離職し、離職の月において再び就任した場合は、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。月額のある者が就任したときはその就任の日からこれを支給し、離職し、又は死亡した者には、その事由が生じた日をもって日割り計算にて支給する。ただし、任期満了その他の事由により離職し、離職の月において再び就任した場合は、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。

(期末手当)

第4条 6月1日及び12月1日において現に在職する嘱託医師に対して期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日)に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における報酬月額にそれぞれ100分の130を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が5月以上6月未満の場合 100分の80
- (3) 在職期間が3月以上5月未満の場合 100分の60
- (4) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

(費用弁償)

第5条 別表第1、別表第1の2の職にあるものが、職務のため旅行するときは、白浜町報酬及び費用弁償条例(平成18年白浜町条例第36号)を準用する。

附 則 (昭和46年1月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年6月2日より適用する。

附 則 (平成8年2月26日条例第3号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第4条 6月1日及び12月1日において現に在職する嘱託医師に対して期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日)に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における報酬月額に6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が5月以上6月未満の場合 100分の80
- (3) 在職期間が3月以上5月未満の場合 100分の60
- (4) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

第2条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第4条 6月1日及び12月1日において現に在職する嘱託医師に対して期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日)に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における報酬月額に6月に支給する場合は100分の127.5、12月に支給する場合は100分の127.5を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が5月以上6月未満の場合 100分の80
- (3) 在職期間が3月以上5月未満の場合 100分の60
- (4) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

附 則 (令和3年11月30日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第4条 6月1日及び12月1日において現に在職する嘱託医師に対して期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日)に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における報酬月額に6月に支給する場合は100分の127.5、12月に支給する場合は100分の112.5を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が5月以上6月未満の場合 100分の80
- (3) 在職期間が3月以上5月未満の場合 100分の60
- (4) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

第2条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第4条 6月1日及び12月1日において現に在職する嘱託医師に対して期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日)に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における報酬月額に6月に支給する場合は100分の120、12月に支給する場合は100分の120を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が5月以上6月未満の場合 100分の80
- (3) 在職期間が3月以上5月未満の場合 100分の60
- (4) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

附 則(令和6年2月28日条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第4条 6月1日及び12月1日において現に在職する嘱託医師に対して期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日)に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における報酬月額に6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の122.5を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が5月以上6月未満の場合 100分の80
- (3) 在職期間が3月以上5月未満の場合 100分の60
- (4) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

附 則(令和7年2月7日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「報酬月額に6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の122.5を乗じて得た額」を、「報酬月額に6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の125を乗じて得た額」に改める。

第2条 紀南地方老人福祉施設組合報酬及び費用弁償条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中

「

情報公開審査委員会	1回 3,500円
-----------	-----------

」を

「

情報公開審査委員会	1回 3,500円
高齢者虐待に関する検証委員会	1回 7,000円

」に改める。

別表第1

議員報酬額表

区 分	議員報酬額
組合議会議長	年額 5,000円
組合議会副議長	年額 4,000円
組合議会議員	年額 3,000円

別表第1の2

報酬額表

区 分	報酬額
監査委員 (議会選出委員)	年額 5,000円
監査委員 (学識経験委員)	年額 10,000円
産業医	年額 50,000円
老人ホーム入所検討委員会	1回 3,500円
個人情報保護審査委員会	1回 3,500円
情報公開審査委員会	1回 3,500円
高齢者虐待に関する検証委員会	1回 7,000円
椿園嘱託医師	毎年度予算に定める額
百々千園嘱託医師	毎年度予算に定める額
その他の委員及び非常勤職員	毎年度予算に定める額